

〔申請編〕 令和6年度

墨田区地球温暖化防止設備導入助成制度

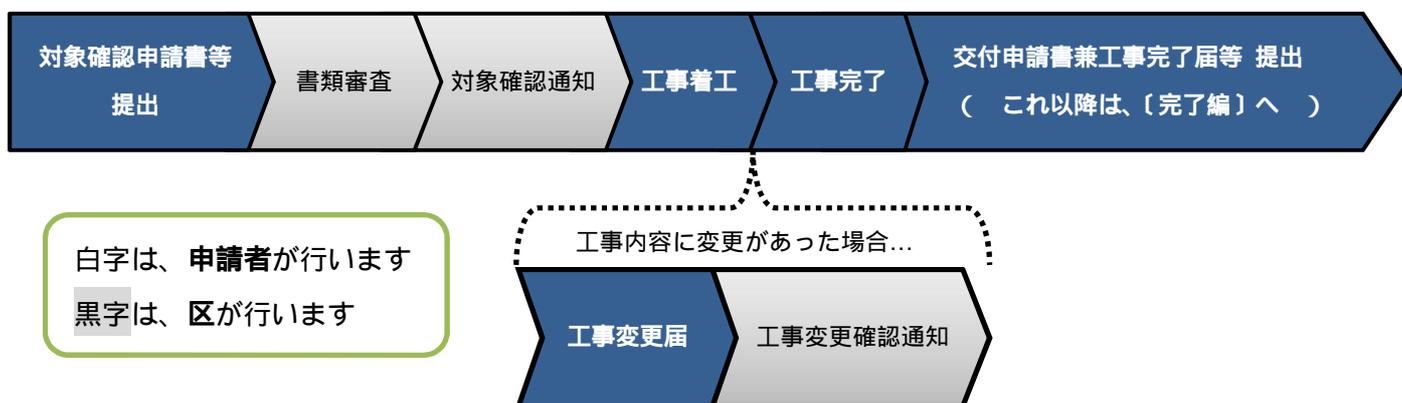
地球温暖化防止・ヒートアイランド対策として、区内にある建物の断熱改修や、省エネルギー機器を導入する場合、工事費用の一部を助成します。

1 必ず、ご確認ください

- 工事着工前の申請が必要です。着工した場合は、受付できません(助成の対象になりません)。
- 設備と設置(施工)費用の合計(=工事費用)が税抜10万円以上(直管型LED照明器具は工事費用が税抜1万円以上、住宅エネルギー管理システム及び充電設備は工事費用が税抜5万円以上、ビークル・トゥ・ホームは製品費用が税抜10万円以上)のものが対象です。
- 1建物につき、各設備1回限りです(建物所有者が複数(共有または区分等)のときはご相談ください)。

2 助成手続きの流れ

対象確認申請書(「助成の対象になるのか」を確認する書類)提出から、工事完了後の「申請書兼完了届」の提出までの流れです。「申請書兼工事完了届」以降については、〔完了編〕をご覧ください。



3 対象設備

すべて未使用品に限ります。対象設備・要件・助成金額の算定方法・限度額は、4ページをご覧ください。

4 申請の際、ご注意ください

- 申請受付期間は、令和6年4月1日～令和7年2月28日です。ただし、予算額に達した場合はその時点で受付を終了します。
- 工事着工の1ヵ月前～7営業日前までに申請してください。
(1ヶ月より前と、7営業日前を過ぎた申請は受付できません。)
- 令和7年3月17日までに、区による工事完了後の書類審査に合格する必要があります。
- 工事費用とは、対象設備及びその導入工事に係る費用の合計で、消費税を除きます。製品費用とは導入する設備の製品代で消費税を除きます。また、国や他自治体等からの補助を受けている場合は、その補助額を差し引いた額を工事費用・製品費用として算定します。
- 助成対象を確認した後に工事内容の変更があったときは、変更届が必要になりますので、ご相談ください。事前に変更届が提出されなかった場合、助成を受けられない可能性があります。
- 申請書等の作成にあたっては、消えるボールペンや鉛筆は使用できません。
- 申請書等に押す印は、朱肉を使う印(認印可)を使用してください。助成金振込まで全ての書類に同じ印を使用しますので、ご注意ください。訂正箇所等誤って記入をした箇所は二重線を引き、上から同じ印を押してください。修正液、修正テープは使用できません。

5 申請できる方

- 区内にある建物の所有者（個人、管理組合、中小企業者、法人）等。
- 住民税を滞納していないこと。
- 設置する住宅の販売を目的としていないこと。

6 助成対象確認に必要な書類

必要な書類は、以下の書類をすべてご用意のうえ、環境保全課の窓口へ直接ご持参ください。

（郵送不可、郵送された場合は料金着払で返送します。）



申請内容によって、以下に記載のない書類をご提出いただく場合があります。

A すべてに共通する 必要な書類

- 対象確認申請書（地球温暖化防止設備導入助成対象確認申請書、様式あり、スタンプ印は不可）
- 製品カタログ（機器の形状・規格等が分かる資料）
- 施工・設置する場所が分かる図面（平面図や立面図等で、施工・設置予定箇所が分かる詳細図面）
- 見積書（申請者あてのもので、内訳・型番・数量の記載があるもの）
 「遮熱塗装一式 100万円」等の一式表記や、対象設備と設置（施工）費用がまとめられている場合は、見積書に加えて内訳書（機器本体及び付属機器の費用・型番・数量・設置工事費を明記したものを添付してください）。
- 着工前の写真（撮影日入りの建物全景・工事予定箇所の写真、新築の場合は建築予定場所の写真）
- 国・東京都から同種の補助を受ける場合は、当該補助金の交付予定額または決定額がわかる書類

B 対象設備によって、必要な書類

対象設備	必要書類
遮熱塗装	□ (一財)日本塗料検査協会又はこれに準ずる第三者機関による、日射反射率(全波長領域)が50%以上あることの性能を証する資料
直管型LED照明器具	□ 現状と比較し、省エネ性能が高い(消費電力が少ない)ことを証する資料(現状の照明器具や蛍光灯の消費電力が分かる銘板写真等)
家庭用蓄電システム	□ (一社)環境共創イニシアチブ補助対象機器であることを証する書類(ホームページ画面を印刷したもの等)
ピークル・トゥ・ホーム(V2H) 充電設備	□ (一社)次世代自動車振興センターが補助対象機器として認定した充電器であることを証する書類(ホームページ画面を印刷したもの等)
太陽光発電システム	□ 助成要件確認票(要件に合致していることを示す資料、様式あり) □ 太陽光発電パネルの割付図(モジュールの枚数と配置が分かるもの)

- ✓ 契約を急がせる事業者にはご注意ください！
- ✓ 見積もりは複数の事業者に依頼することをお勧めします。
- ✓ 契約を解除(クーリングオフ)できる場合があります。
- ✓ 太陽光発電システムは、周辺の建替えの状況や屋根の強度を十分に確認してから契約してください。



C 申請する方によって、必要な書類【証明書類の提出は、コピー可。(原本の提示を求める場合があります。)]

申請する方	必要書類
個人	<p> <input type="checkbox"/> ・令和5年度分住民税納税証明書 <input type="checkbox"/> ・令和5年度分住民税非課税証明書 <input type="checkbox"/> ・同意書（様式あり） </p> <p> } いずれか1部 </p> <p> 令和5年1月1日時点で墨田区に住民票がある方は、「同意書」をご提出いただくことで、課税・納税状況を環境保全課で調べることができます。 </p> <p> <input type="checkbox"/> 建物の所有が分かるもの </p> <p> ▶既築の場合 </p> <p> <input type="checkbox"/> ・建物登記事項証明書（発行3カ月以内） <input type="checkbox"/> ・最新の固定資産納税通知書（申請者の住所・氏名・建物概要） <input type="checkbox"/> ・最新の固定資産（家屋）評価証明書 </p> <p> } いずれか1部 </p> <p> *所有者が3名以上の場合は建物登記事項証明書をご提出ください。 </p> <p> ▶新築の場合 </p> <p> 請負契約書一式のコピー（契約変更している場合、変更後の契約書一式も必要です。） 委任状 （様式あり、<u>建物所有者が2人以上の場合（新築で2人以上になる予定も含む）のみ必要</u>） 建物の所有者（所有予定者）が複数名いる場合は、1名が代表して申請者になりますが、他の建物所有者（所有予定者）から申請者へ助成金手続きを委任する意思を示す「委任状」が必要です。 その他（<u>該当する場合のみ必要</u>） 住民税納税（非課税）証明書及び建物登記事項証明書等に記載されている申請者の住所が、現住所と異なる場合は、証明書に記載されている住所と現住所のつながりを示す書類（住民票など）が必要です。 </p>
管理組合	<p> <input type="checkbox"/> 管理規約(表紙・共用部分の定義と範囲が分かる部分・物件名・所在地・建物概要)のコピー <input type="checkbox"/> 申請者が管理組合の代表（理事長）であることが分かる資料（理事長選任の議事録等） <input type="checkbox"/> 議案・議事録（対象設備の導入にあたって、理事会等で承認されたことが分かる資料） </p>
法人	<p> （申請前に、あらかじめご相談ください） </p> <p> <u>法人が建物所有者の場合</u> </p> <p> <input type="checkbox"/> 法人住民税納税証明書 <input type="checkbox"/> 法人履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> 建物の所有が分かるもの </p> <p> <input type="checkbox"/> ・建物登記事項証明書 <input type="checkbox"/> ・最新の固定資産納税通知書（申請者の住所・氏名・建物概要） <input type="checkbox"/> ・最新の固定資産（家屋）評価証明書 </p> <p> } いずれか1部 </p> <p> <u>個人が建物所有者の場合</u> </p> <p> <input type="checkbox"/> 「個人」が申請する書類をご用意ください。 </p>

工事内容に変更があった場合に、必要な書類

変更工事着手前に必ずご相談ください。内容によっては、対象外となる場合があります。

- 工事変更届（地球温暖化防止設備導入助成工事変更届、様式あり）
- 変更内容が分かる資料

例 施工箇所の変更 変更前後の図面
 工事費用の変更 変更前後の契約書・見積書等

なお、助成と関係ない部分の工事であっても、当初の見積書に記載されている工事に変更がある場合は、変更内容がわかる書類が必要です。

助成対象設備一覧

対象設備	要件	助成金額の算出方法
		上限額
遮熱塗装 【既築のみ】	熱交換塗料または日射反射率(全波長領域)が50%以上((一財)日本塗料検査協会またはこれに準ずると認められる第三者機関の証明が必要)の高反射率塗料を使用すること。全波長領域で要件を満たすことが必要。 塔屋及び階下に居住空間があるベランダを含む屋根面全体または屋根及び壁全面を塗装すること。	工事費用の10% 戸建・事業所:15万円 分譲マンション:30万円
建築物断熱改修(断熱材) 【既築のみ】	断熱材(屋根・床・天井・壁) ・住宅金融支援機構が定める「フラット35s:断熱等性能等級4の技術基準」を満たすもの。 ・部屋単位の改修を行うこと。 *建築物断熱改修で本助成を受けたことがある場合は対象外	工事費用の10% 戸建・事業所:15万円 分譲マンション:50万円
建築物断熱改修(窓) 【既築のみ】	窓ガラス ・ガラスの熱貫流率が「 $2.7w/m^2 \cdot K$ 以下」となるもの(複層ガラスの内窓設置・ガラス交換) ・部屋全ての窓を改修すること。 *建築物断熱改修で本助成を受けたことがある場合は対象外	工事費用の10% 戸建・事業所:15万円 分譲マンション:50万円
直管型LED照明器具 【既築のみ】	・住宅(集合住宅共用部含む)に設置されている直管型蛍光灯を、直管型LED照明器具へ交換するもの。 ・既設の器具または蛍光灯と比較し、省エネルギー性能が高い(消費電力が少ない)こと。	工事費用の1/2 戸建:3万円 分譲マンション:15万円
燃料電池発電給湯器 (エネファーム) 【既築・新築】	発電時に発生する熱を利用し給湯を行う定置用燃料電池装置で、一般社団法人燃料電池普及促進協会が機器登録リストに掲載しているもの *給湯器で本助成を受けたことがある場合は対象外	工事費用の10% 5万円
家庭用蓄電システム 【既築・新築】	(一社)環境共創イニシアチブが補助対象機器として指定しているものであること(業務用は除く)	工事費用の10% 5万円
住宅エネルギー管理システム (HEMS) 【既築・新築】	ECHONET Liteを標準的なインターフェースとして搭載しているもの又はそれに準ずる性能を持つものであること。	工事費用の20% 2万円
ビークル・トゥ・ホーム (V2H) 【既築・新築】	・(一社)次世代自動車振興センターが補助対象機器として認定した充電器のうち、電気自動車等に蓄電している電力を住宅用電源として利用できるものであり、新品であること。 ・電気自動車等の使用場所の住所が当該装置から供給される電力使用場所の住所と同一であること。	製品費用の1/4 戸建:40万円
充電設備 【既築・新築】	・(一社)次世代自動車振興センターが補助対象機器として認定した充電設備であり、新品であること。	工事費用の4/5 戸建:7万5千円
太陽光発電システム 【既築・新築】	・申請者と電力会社との間に、電力需給に関する契約が締結されること。 ・モジュールがJET((一財)電気安全環境研究所)その他の認証機関の認証を受けたものであること。 ・工事費用が1kWあたり50万円以下であること。 ・最大出力が10kW未満であること。	5万円/Kw 20万円

国・都から同種の補助金を受ける場合は、その補助額を除いた額を工事費用とし、助成額を算定します。虚偽または不正な手段により助成金の交付を受けた場合は助成金を返還していただきます。



【担当・問合せ先】

墨田区環境保全課環境管理担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20

電話: 5608-6207 / 〆: KANKYOU@city.sumida.lg.jp

FAX: 5608-1452